

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の概要について

1 一部改正の経緯

指定通所支援事業及び指定障害福祉サービス事業に係る人員、設備及び運営の基準等につきましては、地方分権一括法により、国の省令を基として、平成25年4月1日から本市の条例で規定することとなりました。

平成28年2月5日に、当該基準となる省令の改正が公布されたことから、今回、条例の一部改正を行うものです。

2 主な改正内容

●議案第74号 川崎市指定通所支援事業

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件のうち、登録定員、利用定員等に基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを利用する障害者の数を含めること等とするため改正するもの

●議案第75号 川崎市指定障害福祉サービス事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを提供する指定小規模多機能型居宅介護事業者等を定めること等のため改正するもの